

汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱

制定 平成22年 3月25日

第1章 総則

(目的)

第1 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づき汚染土壌の処理を業として行う者が、汚染土壌処理施設の設置又は法第23条第1項の許可に該当する変更（以下「設置等」という。）を行う場合に、県が処理業者等に対し、公害防止、災害防止等のために必要な指導及び助言を行うことにより、生活環境の保全及び汚染土壌の適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する土壌をいう。
- (2) 処理業者等 法第22条第1項の規定による許可を受けようとする者及び許可を受けている者をいう。
- (3) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (4) 関係市町村 汚染土壌処理施設の設置等をしようとする場所を管轄する市町村及び知事が必要と認める市町村をいう。
- (5) 地域住民等 関係市町村に居住し、かつ、汚染土壌処理施設の設置等によりその生活環境に影響が及ぶおそれがあると認められる者をいう。
- (6) 生活環境影響調査 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第3項に規定された「当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査」に準じるものとし、この場合において、「産業廃棄物」とあるのは「汚染土壌」と読み替えるものとする。
- (7) 保健所 汚染土壌処理施設の設置等をしようとする場所を管轄する保健所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(処理業者等の責務)

第3 処理業者等は、法、汚染土壌対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）、汚染土壌処理業の許可申請の手続き等に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）及びその他の関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

2 処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等について、知事が別に定める汚染土壌処理業の立地等に関する基準を遵守しなければならない。

3 処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等及び汚染土壌の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民等の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

ない。

- 4 処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等の計画の策定に当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用計画並びに環境保全に関する計画に適合するように努めなければならない。
- 5 処理業者等は、関係市町村長及び地域住民等と生活環境の保全に関する協定(以下「生活環境保全協定」という。)を締結するよう努めなければならない。
- 6 処理業者等は、汚染土壌処理施設等に起因する災害の発生に備え、賠償責任保険への加入等に努めなければならない。

(県の責務)

- 第4 県は、生活環境の保全及び汚染土壌の適正処理を推進し、処理業者等に対し、必要な指導、助言及び監督を行うものとする。
- 2 県は、関係市町村と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、土壌汚染対策行政を推進するものとする。

第2章 事前調整

(立地計画の概要に関する説明会の開催等)

- 第5 処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等を計画しようとする場合には、地域住民等に対し説明を行わなければならない。
- 2 処理業者等は、前項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲を決めるに当たって関係市町村長の意見を反映させなければならない。

(立地計画概要書の提出)

- 第6 処理業者等は、汚染土壌処理施設等の設置等を行う場合には、第5第1項の説明を行った後に、立地計画概要書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の立地計画概要書には、別表第1に掲げる書類並びに第5第1項の規定による説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答、対応内容等を記載した説明会等実施報告書(様式第2号)を添付するものとする。
- 3 処理業者等は、前項の説明会等実施報告書を、インターネットを利用する方法その他地域住民等が容易に知ることができる方法により公開しなければならない。

(関係市町村長の意見聴取)

- 第7 知事は、処理業者等から立地計画概要書等(立地計画概要書及び説明会等実施報告書をいう。以下同じ。)が提出されたときは、当該立地計画概要書等の写しを関係市町村長及び保健所長に送付するものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、関係市町村長に対し期間を指定して、立地計画概要書等に係る汚染土壌処理施設の設置等の計画(以下「施設計画」という。)が関係市町村の定める土地利用計画及び環境保全に関する計画に対して及ぼす支障の有無について意見書の提出を求めるものとする。
- 3 関係市町村長は、前項の意見書を提出するに当たり、処理業者等に対し説明を求めることができる。

(処理業者等への通知)

- 第8 知事は、第7第2項の意見書の内容及び知事等の所管する関係法令による規制等と

の調整が必要な事項について、立地計画調整事項通知書(様式第3号)により通知するとともに、その写しを関係市町村長及び保健所長に送付するものとする。

- 2 処理業者等は、前項の規定による通知を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、第1項の通知をするに当たり、その他の関係法令の規定等により当該汚染土壌処理施設の設置等が著しく困難であると認めるときは、その中止を指導することができる。

第3章 生活環境影響調査

(生活環境影響調査)

第9 処理業者等は、第15第1項に基づく説明会の前に施設の設置等に係る生活環境影響調査を実施しなければならない。

- 2 処理業者等は、施設の設置等に係る生活環境影響調査を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、施設計画及び生活環境影響調査の実施計画(以下「施設計画等」という。)を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するとともに、当該縦覧が行われている期間中に、地域住民等に対し説明を行わなければならない。

(1) 処理業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染土壌処理施設等の設置の場所

(3) 新設又は変更の別

(4) 汚染土壌処理施設等の種類

(5) 汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の種類

(6) 縦覧場所

(7) 説明会の日時及び場所

(8) その他知事が必要と認める事項

- 3 前項の公告がなされたときは、当該汚染土壌処理施設の設置等に関し利害関係を有する者(地域住民等を含む。)は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、処理業者等に対し、施設計画等に対する生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

- 4 処理業者等は、第2項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲を決めるに当たって関係市町村長の意見を反映させなければならない。

- 5 処理業者等は、第2項の規定による説明を行った後に、当該説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答、対応内容等(第3項の規定により提出された意見書がある場合は、その写し及びそれに対する処理業者等の対応方針を含む。)を記載した説明会等実施報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 6 処理業者等は、前項の説明会等実施報告書を、インターネットを利用する方法その他地域住民等が容易に知ることができる方法により公開しなければならない。

(施設計画等協議書の提出)

第10 処理業者等は、第9第2項の規定による説明を行った後に、施設計画等協議書(様式第4号)を知事に提出し、協議しなければならない。

- 2 処理業者等は、前項の施設計画等協議書に、別表第2に掲げる書類を添付するものと

する。

(現地調査)

第 1 1 知事は、第 1 0 第 1 項の規定により処理業者等から施設計画等協議書が提出されたときは、現地調査を行うものとする。

(関係市町村長の意見聴取)

第 1 2 知事は、第 1 0 第 1 項の規定により処理業者等から施設計画等協議書(第 1 0 第 2 項の規定により添付される書類を含む。以下同じ。)が提出されたときは、当該施設計画等協議書及び第 9 第 5 項の説明会等実施報告書の写しを関係市町村長及び保健所長に送付するものとする。

2 知事は、施設の設置等に関し、関係市町村長に対し期間を指定して、施設計画等に対する生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。

3 関係市町村長は、前項の意見書を提出するに当たり、処理業者等に対し説明を求めることができる。

(施設計画等に関する意見の通知)

第 1 3 知事は、第 9 第 5 項の説明会等実施報告書の記載内容及び、第 1 2 第 2 項の意見書及び第 2 8 第 1 項の規定により専門委員から意見を聴いたときはその意見を総合的に勘案し、施設計画等についての生活環境の保全上の見地からの意見を、施設計画等意見書(様式第 5 号)により処理業者等に対して通知するものとする。

(施設計画等への反映)

第 1 4 処理業者等は、第 1 3 の規定による知事の意見(以下「知事等の意見」という。)に十分配慮して生活環境影響調査を実施するとともに、知事等の意見を汚染土壌処理業の許可の申請の申請の手続等に関する省令第 2 条第 2 項第 1 号に基づく汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類(以下「事業経営計画」という)に反映させなければならない。

2 知事は、必要と認めるときは、知事等の意見に対する処理業者等の措置の方針を確認するため、処理業者等に対して措置方針報告書(様式第 6 号)の提出を求めるものとする。

3 知事は、前項の規定により提出された措置方針報告書の内容が、知事等の意見を尊重したものでないと認めるときは、処理業者等に対し、事業経営計画の中止を勧告することができるものとする。

(施設設置の説明会の開催等)

第 1 5 処理業者等は、施設の設置等に係る工事の着手前に、地域住民等に対し、当該申請等に係る汚染土壌処理施設の構造、処理能力、周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他必要な事項について説明を行わなければならない。

2 処理業者等は、前項の規定による説明の対象となる地域住民等の範囲を決めるに当たって関係市町村長の意見を反映させなければならない。

3 地域住民等は、第 1 項の規定による説明が行われた日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、汚染土壌処理施設等の設置に関し生活環境保全上の見地からの意見書を処理業者等に提出することができる。

4 処理業者等は、第 1 項の規定による説明を行った後に、当該説明に関し地域住民等から出された意見及びそれに対する回答、対応内容等(前項の規定により提出された意見

書がある場合は、その写し及びそれに対する処理業者等の対応方針等を含む。)を記載した説明会等実施報告書(様式第2号)及び第9第1項に基づく生活環境影響調査の結果書を知事に提出しなければならない。

- 5 処理業者等は、前項の説明会等実施報告書及び生活環境影響調査の結果書をインターネットを利用する方法その他地域住民等が容易に知ることができる方法により公開しなければならない。

第4章 許可申請等

(許可申請書の提出)

第16 処理業者等は、施設の設置等に係る工事の着手前に、許可申請書を正本1部、副本2部を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の許可申請書が提出されたときは、速やかに保健所長に通知するものとする。

(現地調査)

第17 知事は、処理業者等から許可申請書が提出されたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(告示及び縦覧)

第18 知事は、処理業者等から許可申請書が提出されたときは、次に掲げる事項について速やかに告示を行うものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染土壌処理施設等の設置の場所

(3) 新設又は変更の別

(4) 汚染土壌処理施設等の種類

(5) 汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の種類

(6) 申請年月日及び縦覧場所

(7) 第20条の規定により提出することができる意見書の提出期限及び提出場所

(8) その他知事が必要と認める事項

- 2 知事は、前項の告示があったときは、当該許可申請書及び処理業省令第2条第2項に規定する書類を当該告示の日から1月間環境対策課及び保健所において公衆の縦覧に供するものとする。

第5章 審査

(関係市町村長の意見聴取)

第19 知事は、第18第1項の告示があったときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知し、期間を指定して生活環境の保全上の見地からの意見書の提出を求めるものとする。

(利害関係を有する者の意見書の提出)

第20 第18第1項の告示があったときは、汚染土壌処理施設等の設置等に関し利害関係を有する者(地域住民等を含む。)は、第18第2項の規定による縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地か

らの意見書を提出することができる。

(修正の指示)

第21 知事は、処理業者等から提出された事業経営計画について、生活環境の保全上の観点から一層の配慮を加えることが望ましいと認めるときは、当該事業経営計画の修正を指示することができるものとする。

2 前項の規定による修正の指示は、修正指示書(様式第7号)により、相当の期間を定めて行うものとする。

(修正届の提出)

第22 処理業者等は、第21第1項の規定による修正の指示を受けたときは、指示の内容に従い事業経営計画を修正するものとする。

2 処理業者等は、前項の規定により事業経営計画の修正を行ったときは、当該修正の内容を記載した計画修正届(様式第8号)を、当該修正の内容を確認するために必要な書類とともに、知事に提出しなければならない。

(許可内容の公表)

第23 知事は、汚染土壌処理施設の設置等について許可を行ったときは、その旨を速やかに公告するものとする。

2 知事は、前項の公告内容について管轄保健所長及び関係市町村長に通知するものとする。

第6章 生活環境保全協定

(生活環境保全協定締結の要請)

第24 知事は、第9第3項又は第15第3項の規定により地域住民等から出された意見の内容を踏まえ、処理業者等に対し、施設の設置等に係る工事の着手前に、生活環境の保全に関する協定(以下「協定」という。)を締結するよう求めるものとする。

2 処理業者等は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、速やかにこれに応じ、協定を締結するよう努めなければならない。

(生活環境保全協定締結に関する指導及び助言)

第25 知事は、関係市町村長と協力し、協定の締結について必要な指導及び助言を行うものとする。

(事業経営計画への反映)

第26 処理業者等は、第24第1項の規定による要請により協定を締結したときは、当該協定において定められた事項を事業経営計画に反映させなければならない。

第7章 雑則

(適用除外)

第27 「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の手続きを経て既に設置された産業廃棄物処理施設等を処理業者等がそのまま使用する場合又は、次に掲げる施設の設置等を行う場合は、この要綱の一部又は全部を適用しないことができる。

(1) 国若しくは地方公共団体が設置する汚染土壌処理施設

(2) 処理業省令第1条第1号、第2号及び第4号に掲げる施設

(3) その他知事が必要と認める施設

(専門委員)

第 2 8 知事は、第 1 0 第 1 項に規定された施設計画等協議書が提出された際及び許可に当たっては、必要に応じて、土壤汚染処理施設の設置等に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかについて専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の規定により汚染土壤処理施設の設置等に関する意見を聴くため、専門的知識を有する者のうちから、汚染土壤処理施設専門委員(以下「専門委員」という。)を委嘱する。

3 専門委員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 6 第 2 項関係)

- 1 事業の概要及び汚染土壌の種類ごとの取扱量等を記載した事業計画書
- 2 法人にあっては定款又は寄附行為及び商業登記法(昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号)第 1 0 条第 1 項に規定する登記事項証明書, 個人にあっては住民票の抄本
- 3 施設の位置図
- 4 施設の周辺図
- 5 汚染土壌搬入, 搬出経路図
- 6 敷地面積等の測量図
- 7 処理施設, 保管施設等の場内配置図
- 8 処理工程図
- 9 汚染土壌処理施設等の構造を明らかにする平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び設備機械機器一覧表又は施設の仕様書
- 1 0 放流水(生活雑排水を含む。)がある場合における汚染土壌処理施設等の放流地点から主要河川等までの放流経路を示した図面
- 1 1 汚染土壌処理施設等に係る土地の公図及びその登記事項証明書又は汚染土壌処理施設等に係る土地の所有権がない場合は使用権原を有することを証する書面若しくは汚染土壌処理施設の設置等を行うことに対する汚染土壌処理施設等に係る土地の所有者の承諾が得られていることを証する書面
- 1 2 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の防止対策に関する書面
- 1 3 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 1 4 その他知事が必要と認める書類

別表第2(第10第2項関係)

- 1 事業の概要及び汚染土壌の種類ごとの取扱量等を記載した事業計画書
- 2 法人にあつては定款又は寄附行為及び商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書、個人にあつては住民票の抄本
- 3 施設の位置図
- 4 施設の周辺図
- 5 汚染土壌搬入、搬出経路図
- 6 敷地面積等の測量図
- 7 処理施設、保管施設等の場内配置図
- 8 処理工程図
- 9 汚染土壌処理施設等の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設備機械機器一覧表又は施設の仕様書
- 10 放流水(生活雑排水を含む。)がある場合における汚染土壌処理施設等の放流地点から主要河川等までの放流経路を示した図面
- 11 施設の維持管理に関する計画書
- 12 汚染土壌処理施設等に係る土地の公図及びその登記事項証明書又は汚染土壌処理施設等に係る土地の所有権がない場合は使用権原を有することを証する書面若しくは汚染土壌処理施設の設置等を行うことに対する土地の所有者の承諾が得られていることを証する書面
- 13 周辺地域の生活環境に及ぼす影響の防止対策に関する書面
- 14 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 15 その他知事が必要と認める書類